厚生労働省
岐阜労働局
Gifu Labour Bureau

Press Release

厚生労働省 岐阜労働局発表 平成25年4月26日（金）	担当 岐阜労働局労働基準部 健康安全課 課　　長　　松宮 利光 地方産業安全専門官　中島 一成 電 話 058－245－8103

労働災害防止対策強化に係る緊急要請の実施について

岐阜県内においては、本年１月～３月の間に労働災害により９人が死亡し、これは前年同期の３人と比べ３倍（６人増）の発生件数であり、かつ、昨年 10 月以降今年の３月まで間、毎月２人から４人の死亡災害が連続的に発生するという極めて憂慮すべき状況となった。このため、岐阜労働局（局長　佐々木秀一）では、本日、次のとおり別添２の労働災害防止団体に対し労働災害防止対策の強化を緊急要請するとともに、県下の労働基準監督署に適確な労働災害防止対策の指導を行うよう指示した。

今年に発生した９人の死亡災害を分析すると、業種別では製造業で６人、建設業で２人、新聞販売業で１人が死亡し、災害の種類別では、一酸化炭素による中毒災害により３人が同時に死亡したほか、フォークリフトによる激突災害で２人、高所作業中の墜落災害で２人、機械にはさまれる災害で１人、交通労働災害で１人が死亡している。

1　労働災害防止団体等に対する要請内容(別添1、2)

死亡災害の発生原因としては、設備に内在する危険性が周知されていなかったことや 50 歳以上の高年齢労働者の占める災害が約７割と多いことが原因の一端となっていることが認められる。このことから、事業者が先頭に立ち、事業場内の危険箇所や作業内容の総点検を行うとともに、リスクアセスメント（職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出しこれを除去・低減する手法）の導入・促進及び高齢労働者を含め労働者一人ひとりが安全な作業手順に従った作業を行うことができる職場改善に取り組むこと等を会員事業場等に徹底することについて要請を行った。

2　労働災害防止対策の強化(別添3)

県下７箇所の労働基準監督署では、監督指導、安全パトロール等において、事業者に対し、自らが率先して安全管理活動に取り組み、実効性のある安全衛生管理体制を構築するとともに、リスクアセスメント手法による総点検の実施等を行うよう指導すること。

別紙

平成 25 年における死亡災害の特徴

1　月別発生の推移

平成２５年４月 26 日現在

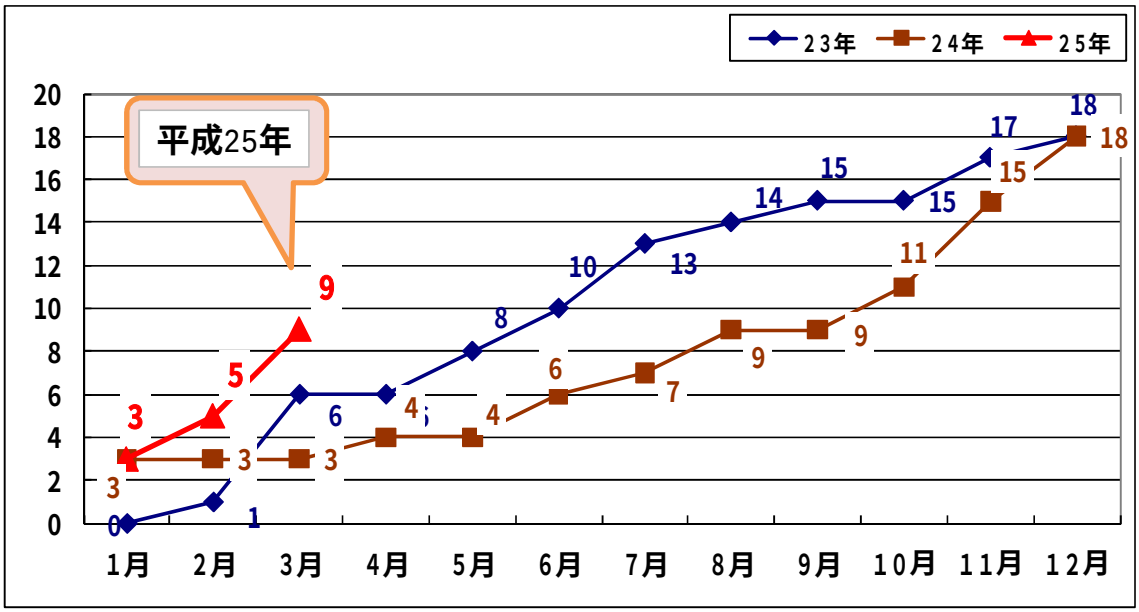

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
23年	0	1	5	0	2	2	3	1	1	0	2	1	18
24年	3	0	0	1	0	2	1	2	0	2	4	3	18
25年	3	2	4										

2　月別（H.２０～２４年）

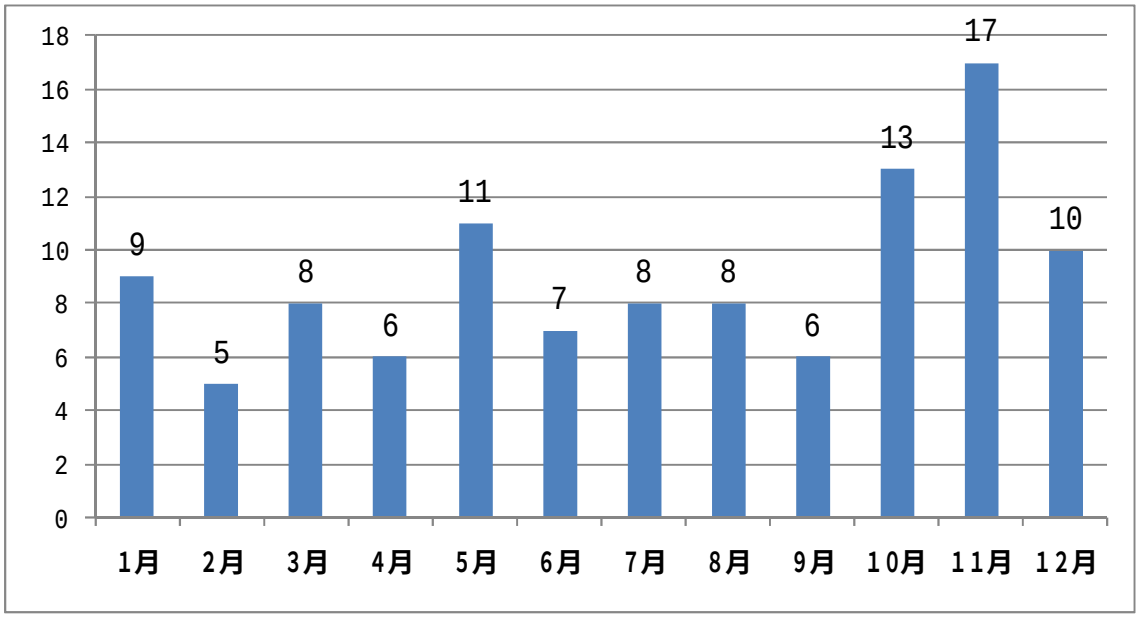

別紙

３　災害の種類別

	はさまれ 巻き込まれ	墜落･転落	交通事故	倒壊・崩壊	激突され	その他
23 年（18）	3	6	3	3	2	1
24 年（18）	1	6	7	0	0	4
25 年（9）	1	2	1	0	2	3

４　平成 25 年死亡災害発生状況（平成 25 年 4 月 26 日現在）

（１）署別

署　別	岐阜署	大垣署	関署	多治見署	恵那署	合　計
件　数	2	1	3	2	1	9

（２）　業種別

業種別	製造業	建設業	小売業
件　数	6	2	1

（３）災害の種類別

有害物との接触	墜落・転落	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故
3	2	2	1	1

（４）年齢別

年代別	１０歳代	２０歳代	３０歳代	４０歳代	５０歳代	６０歳以上
件数	0	1	1	1	1	5

（５）　経験年数別

年数別	１年未満	１年以上 ５年未満	５年以上 １０年未満	１０年以上 ２０年未満	２０年以上 ３０年未満	３０年以上
件数	0	1	2	2	2	2

岐労発基 0426 第 1 号
平成２５年４月２６日

別添の関係団体の長　殿

岐 阜 労 働 局 長

死亡災害防止対策の徹底について（要請）

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、岐阜県内における死亡災害の発生状況は、本年４月 23 日現在で９人と前年同期の３人と比べ６人も上回っており、既に昨年 1 年間の発生件数である 18 人の半数に達しています。また、昨年 10 月以降今年の 3 月までの間、毎月 2 人から 4 人の死亡災害が連続的に発生しており、極めて憂慮すべき状況となっています。

一方、休業 4 日以上の死傷災害でみると、平成 25 年３月末現在の休業４日以上の死傷災害（速報値）は、前年同期に比べ 5 件（1.5%)の減少となっていますが、減少率は僅かなものであり、今後増加に転じることも懸念されるところです。

今年に発生した 9 人の死亡災害について、業種別でみると製造業で 6 人、建設業２人、新聞販売業で１人の発生となっております。また、災害の種類別では、一酸化炭素による中毒災害により３人が死亡したほか、フォークリフトによる激突災害が２人、高所作業中の墜落災害が２人、はさまれ災害が１人、交通労働災害が１人となっています。これらの災害の発生状況の特徴としては、設備が内在する危険性が周知されていなかったことや、50 歳以上の高年齢労働者の占める災害が約７割と多いことなどがあります。

このような状況のなか、貴団体におかれましては、労働災害はいかなる状況下においても本来あってはならないものであるという認識のもと、労働災害防止とりわけ新たな死亡災害の発生に歯止めをかけるため、傘下の会員事業場に対し、下記事項の周知徹底と広報・啓発につきまして特段の御配慮をお願いいたします。

記

1　事業者自らが先頭に立って、事業場内の危険な箇所や作業内容の総点検を行うとともに、労働者一人ひとりが安全な作業手順に沿った作業を行うようその徹底を図ること。
２ 事業場内の各設備について、リスクアセスメント活動を強化し、職場の潜在的な危険性又は有害性を特定し、その危険性の見積もり、除去等による災害防止の取組を推進すること。
３ 高齢労働者に配慮した職場改善に取り組むこと。
４ 高所作業における墜落・転落災害の防止対策を講じること。
５ 交通労働災害の撲滅のため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を遵守すること。
６ 安全衛生責任者、有資格者等の選任による安全衛生管理体制を充実すること。